



月報

12

缶詰換

(44.12.25 №.36 VOL.3)

◆目次◆

12月の行事 1

チクロ特報

◇(第3回)添加物対策協議会 2

◇チクロ対策合同懇談会 2

◇チクロ使用缶詰の猶予期間内販売について要請 3

◇スイスもチクロ販売を再開 14

* * *

◇在京果実・規格部会 5

果実飲料の表示に関する公正競争規約(案) 7

◇果実飲料の表示に関する公正競争規約打合せ 15

◇(第13回)缶詰キャンペーン委員会 17

◇統一伝票について 19

会員消息

関連団体報知

事務局報知

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京(278)9289番

12月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
チクロ問題合同懇談会 (東部地区) (第3回)	12月 1日	14.00～16.00時	都勤労福祉 会 館	東部地区会員支店 東京都食品同業会 40名
添加物対策協議会	12月 1日	13.00～	日 缶 協	委員14名
チクロ問題合同懇談会 (中部地区)	12月 3日	14.00～16.00時	カゴメ(株)	中部地区会員支店 中部食料品問屋連 盟 約80名
在京 果実、規格部会 (第13回)	12月10日	9.30～11.30時	北洋商事(株)	在京部会員
缶詰キャンペーン委員会	12月10日	13.00～	電 通	
果汁飲料公正競争規約 打合せ	12月11日	10.30～12.00時	果汁協会	果汁協会、全清飲 日缶協、製缶協 全缶協
チクロ対策委員会	12月16日	11.00～12.00時	ホテル 国際観光	
東部調停委員会	12月16日	13.00～15.00時	＼	
(官報付録)厚生省、食品添加物の現状、チクロ使用禁止に至る経過 (12月17日)				全会員に発送
釘沢弁護士との打合せ	12月17日	13.30～15.00時	北洋商事(株)	会長、中山副会 長、専務
西部調停委員会	12月18日	12.00～14.00時	大阪化学 繊維会館	
中部調停委員会	12月19日	11.00～13.00時	都 ホテル	
自民党田中幹事長に面 談陳情書、署名簿提出	12月20日	10.00～10.20時	自民党 党本部	会長外6名

(第3回) 添加物対策協議会

日 時 昭和44年12月1日 13.00～
場 所 日本缶詰協会会議室
出 席 委 員 14名
議 題 チクロ対策に関する件

※ 協議会の概要

第2回対策協議会の決定により、農林、通産、厚生等関係当局に対し、チクロ製品の「猶予期間延長」のための陳情結果の報告が行なわれた。日缶協としては、政府の反応と今後の新しい動きに対し期待するとし従来の姿勢通り当分の間静観の立場が取られるが、全缶協は猶予期間延長のための全国的な一大署名運動を展開する旨、流通段階を対象に小売店を含め全国30万店の署名運動を行なうことになった。なお行政当局に対しては今後とも密接な連絡を保つて、都道府県衛生部、保健所などの動きに対して適切な処置を要請する。

チクロ対策合同懇談会

(東 部)

日 時 昭和44年12月1日 14.00～16.00時
場 所 東京勤労福祉会館 6階第1会議室
中央区新富町1丁目1-5 TEL 552-9131
出 席 40名

(中 部)

日 時 昭和44年12月3日 14.00～16.00時

場 所 カゴメ(株)

名古屋市中区錦3-14-15

TEL 951-3571

出 席 80名

- 〔議 題〕
1. チクロ使用禁止措置に関する経過報告について
 2. チクロ使用禁止措置に関する対策について
 3. そ の 他

☆

☆

☆

11月25日、西部政策調査部会(既報)を開き、チクロ禁止措置に伴う経過報告と販売猶予期間延長のための署名運動を展開していく方法が話合われたのにつき、東京は東部政策調査部会員中心に京浜地区全会員ならびに東京都食品卸同業会のメンバー、中部は中部地区(三愛岐)全会員、支店関係ならびに中部食料品問屋連盟のメンバーによる合同懇談会を開き経過報告と猶予期間延長の署名運動展開について説明し、関西地区同様東部、中部地区とも出席者全員の賛成を得て強力に全缶協なりに署名運動を推進していくことを決定した。(陳情書および署名簿配布要領は、全缶協11月号掲載)

チクロ使用缶詰の猶予期間内販売について要請

チクロ使用の食品類について一部の地方保健所が小売店、スーパー等の販売店に対し回収を呼びかけるなど非常に行き過ぎた指導がなされ全缶協事務局に京都、名古屋、福岡、秋田等よりその実状を訴えた報告が寄せられている。北田専務理事はその都度各地区からの文書コピーを持参し、厚生省に善処方を申し入れているが、なおこれら行き過ぎ指導が継続されている実情に鑑み12

月4日付で全缶協浅井会長名をもつて、環境衛生局金光局長宛に正式文書により要望書を提出した。その全文次の通り。

庶 発 第 187号

昭和44年12月4日

厚生省環境衛生局

局長 金 光 克 己 殿

全国缶詰問屋協会

会長 浅 井 二 郎

チクロ使用缶詰の猶予期間内販売についてのお願い

拝啓 時下の候ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、今回のチクロ禁止措置によるチクロ使用缶詰製品の販売はその他食品にあつては45年2月28日まで猶予期間をお認めいただいておりますが、一部の地方保健所では別紙弊協会書状写の通り、チクロ使用の食品類に対し「買うな、売るな、造るな」と販売店に呼びかけ、非常に厳しい指導がなされており、このため極力損害を軽減に止めようと必至の努力を払っている販売業者の苦勞もことごとく水泡に帰してしまう状況下にあります。

すでにアメリカにおいては大中にチクロ製品販売の緩和措置が取られたこととはご高承のことと存じます。

今回の禁止措置は業界にとつては全く突然に惹起した措置であり、去る11月11日、食品加工全国団体連絡協議会の団体代表が貴台に陳情致しました際も、このたびの措置は業界にとつてまさに死活の問題となつているこ

とを訴え、また弊協会事務局からも去る11月19日、地方保健所の行きすぎ指導に対し、何分のお口添えをお願いし、さらに11月24日、食品加工全国団体連絡協議会団体代表者一同からも重ねて行きすぎ指導のなきよう陳情申しあげましたところ貴台より、地方保健所においてそのような行きすぎ指導がなされている事実はないとお話であり、業界に対するご配慮のほどを拝察致した次第ですが、実情は依然猶予期間内の回収指導が継続され、このため販売不可能な状態に追い込まれ、流通部門はますます深刻の度を強めつつあります。

大衆、マスコミ等に向つては回収指導の姿勢を強く取られている点、全く適切な措置を欠くと理解され、弊協会一同の不満とするところでありますが、猶予期間までの販売にはいささかの支障もなきよう緊急にして明確適切なるご処置を賜りますようお願い申しあげます。

なお今回の禁止措置は業界には全く責任がなく政府行政指導の責任にあると存念するところであり、適切なるご指導なき以上業界あげて行政訴訟も辞さない所存であります。ことほど左様に当業界、特に缶詰の販売に携わる弊協会傘下の会員は存亡の時に当面している実情であり、何分とも貴台の賢明なるご指導を重ねてお願い申しあげる次第であります。

敬 具

在京果実・規格部会

日 時 昭和44年12月10日 9.30～11.30時

場 所 北洋商事棟 7階会議室

議 題 ① 果汁飲料の公正競争規約に関する件

② その他

※ 部会討議の概要

この部会は、1年ごしの課題であつた果実飲料の表示に関する公正競争規約の設定をめぐつて申請団体の日本果汁協会、全国清涼飲料工業会、日本缶詰協会の3団体は公取委と折衝してきたが、ようやくその最終案というべき規約(案)がまとまつたので全缶協として検討すべく緊急に在京果実、規格部会開催となつたもの、なおこの部会に日缶協の平野常務理事をオブザーバーとして迎え、規約(案)が出来るまでの経過、規約(案)の要旨等の説明を得、問題点の検討を行なつた。またその他でテクロ禁止措置に伴う旧印刷缶の転用で特にJAS受検の問題につき検討が行なわれた。

1 果実飲料の表示に関する公正競争規約(案)についての経過

規約(案)作成をめぐつて日本果汁協会、全国清涼飲料工業会、日本缶詰協会、3団体側の「ジュース」名称に対する考え方と、果汁原料の生産者団体である日園連、日本果汁農協連の考え方が根本的に相違しており、果汁協会等3団体側は現行農林規格の基準によるジュース名称としたいとしているのに対し、農業団体の方は100%天然果汁のみ「ジュース」の名称が使用出来るという主張で、これを自民党の果樹振興委員会、主婦連などへ強力に呼びかけ、主婦連は10月に市販品のジュース表示に関する調査を行ないジュースは100%のものに限るという見解のもとにその結果を新聞に発表した。

こうしたマスコミ、消費者団体の世論を背景に公取委より修正意見が示され、3団体はそれをもとにあらためて協議の結果、次の規約(案)を煮詰めたものである。

果実飲料の表示に関する公正競争規約（案）

社団法人 日本果汁協会

社団法人 全国清涼飲料工業会

社団法人 日本缶詰協会

（目的）

第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第10条第1項の規定に基づき、果実飲料の取引について行なう表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、果実飲料業における不当な顧客の誘引を防止し、もつて公正な競争を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規約で果実飲料とは、果汁、果実飲料、ジュース等果実の搾汁を原料とすることを表わす名称を使用する飲料、商品名中に果実の名称を使用する飲料及び色等によつて果実の搾汁を使用すると印象づける飲料をいう。

但し、次の各号に該当するものは、これを含まない。

- (1) 「牛乳、加工乳および乳飲料の表示に関する公正競争規約」及び「合成レモンの表示に関する公正競争規約」の適用を受けるもの。
- (2) 食品衛生法に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に規定するはつ酵乳及び乳酸菌飲料
- (3) 粉末飲料
- (4) 酒税法に規定する酒類

2 この規約で「事業者」とは、果実飲料を製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者をいう。

(必要な標示事項)

第3条 事業者は、果実飲料の容器又は包装に次に掲げる事項をそれぞれ当該各号に定める基準に従い、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に標示しなければならない。

(1) 果汁含有率

イ 果汁含有率は10パーセントから100パーセントまで10パーセントきざみで標示する。

但し、果汁含有率の判定は果実飲料公正取引協議会以下「公正取引協議会」という。)が指定する機関により農林物資規格法に基づく果実飲料の日本農林規格に定める基準の検査によるものとする。

ロ 果汁含有率は「果汁〇〇%」と標示することとし、「果汁」及び「%」は9ポイント活字以上、数字は4号活字以上の肉太文字で標示する。

ハ き釈して飲用に供するものにあつては、当該商品に標示するき釈倍数により、き釈後飲用に供する状態における果汁含有率をイに準じ、又文字の大きさはロに準じて標示する。

ニ 果汁含有率の標示のないものにあつては、清涼飲料(炭酸ガスを含むものにあつては炭酸飲料とすることができる。)と標示しなければならない。この場合その文字の大きさは4号活字以上の肉太文字とする。

(2) 原材料の名称

原材料の名称を使用量の多いものから順次標示する。

但し、印刷びんによるびん詰にあつては、果実の種類名を除く原材料の標示は省略することができる。

(3) 食品添加物

食品衛生法の標示基準による。

(4) 事業者の氏名又は名称及び住所

食品衛生法の標示基準による。

(5) 内容量

計量法の標示基準による。

2 印刷びんによるびん詰にあつては、王冠又は紙せんに標示することにより、前項の標示にかえることができる。この場合次の各号以外は文字の大きさの制限を加えない。

(1) 果汁含有率の標示

果汁含有率の数字の大きさは、4号活字以上の肉太文字。

(2) 清涼飲料の名称標示

9ポイント活字以上の肉太文字。

(特定の必要標示事項)

第4条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、第8条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の標示事項又は標示の基準を規則により定めることができる。

(不当標示の禁止)

第5条 事業者は、果実飲料の容器、包装又は説明書に次の各号に掲げるような事項を記載又は掲載してはならない。

(1) 果汁含有率50パーセント乃至90パーセントのものにあつては、果実の搾汁そのままのものと誤認されるような説明文、その他の文言、絵

(2) 果汁含有率10パーセント乃至40パーセントのものにあつては、果実の搾汁そのままのもの又はそれが主原料であると誤認されるような説明文、その他の文言、絵

(3) 清涼飲料にあつては、果実の搾汁を使用していると誤認されるような説明文、その他の文言、絵

但し、実際に果実の搾汁を使用し、かつその旨の標示をすることにつ

き公正取引協議会の承認を受けたものにあつてはこの限りでない。

- 2 果汁含有率100パーセント以外のものにあつては、その商品名又は説明文等にジュースの名称を使用してはならない。
- 3 事業者は、果実飲料の容器、包装又は説明書に当該商品の内容又は取引条件が実際のものよりも、優良又は有利であると誤認されるような説明文、その他の文言、絵等を記載又は掲載してはならない。
- 4 事業者は、果実飲料の容器、包装又は説明書に他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような標示をしてはならない。
- 5 事業者は、他の事業者の商標を標示した容器、包装を使用してはならない。

(不当広告の禁止)

第6条 事業者は、果実飲料に関するポスター、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告に次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 果汁含有率50パーセント乃至90パーセントのものにあつては果実の搾汁そのままのものと誤認されるような説明文、その他の文言、絵。
- (2) 果汁含有率10パーセント乃至40パーセントのものにあつては、果実の搾汁そのままのもの又はそれが主原料であると誤認されるような説明文、その他の文言、絵。
- (3) 清涼飲料にあつては、果実の搾汁を使用していると誤認されるような説明文、その他の文言、絵。

但し、実際に果実の搾汁を使用しかつその旨の標示をすることにつき公正取引協議会の承認を受けたものにあつては、この限りでない。

- 2 事業者は、果実飲料に関するポスター、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告に当該商品の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるような説明文、その他の文言、絵等を表示してはならない。

- 3 事業者は、果実飲料に関するポスター、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、看板等による広告に他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するよ
うな表示をしてはならない。

(果実飲料公正取引協議会の設置)

第7条 この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。

- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者の団体及び容器製造業者
の団体をもつて構成する。

但し、事業者が直接参加することを妨げない。

- 3 公正取引協議会に参加した団体の構成員である事業者は、この規約の適
用については、公正取引協議会に参加したものとみなす。

(公正取引協議会の事業)

第8条 公正取引協議会は次の事業を行なう。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 関係官庁との連絡に関すること。
- (6) その他、この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する事実が
あると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な
事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調
査を行なう。

- 2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければなら
ない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対

し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、従わないときは、3万円以下の違約金を課することができる。

(違反に対する措置)

第10条 公正取引協議会は、第3条から第6条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行なつた事業者に対し、当該違反行為を排除するために、必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行なつてはならない旨を文書をもつて警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、第9条第3項及び前2項の規定により、警告をし、又は違約金を課したときは、その旨を遅滞なく、公正取引委員会に報告するものとする。

(施行規則)

第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を設定又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

1. この規約は公正取引委員会の認定の告示があつた日から起算して9月を経過した日から施行する。

2. 果実飲料のうち、この規約の施行の際、事業者が現に手持する包装資材(印刷缶を除く)を使用して施行の日から6月以内に製造したもの、又は規則で定める日前に製造した印刷缶を使用するものについては、この規約を適用しない。

3. 果実飲料のうち印刷びんを使用するものにあつては規則で定める日まで
は、この規約を適用しない。
4. 果実飲料の容器のうち印刷びんであつて、この規約の施行の際現に使用
中のものについては第5条第2項の規定に拘わらずこれを使用することが
できる。
5. 第7条及び第8条の規定は、公正取引委員会の認定のあつた日から施行
する。

〔主な改正点〕

- ① 100%天然果汁以外にはジュースという名称は使用出来ない。
- ② 現行の45%を50%に引き上げ、果汁含有率を10%きざみで表示する。
- ③ 原材料の表示は缶に含まれたものすべてを書く。
- ④ JASの検査を受ける。

以上の内容が織り込まれており、従つて農林規格も公正競争規約に沿つて改正
されることになり検討が進められている。

2 旧印刷罐の転用について

併用みかん缶詰に全糖みかんを詰める場合には旧印刷缶の上にレーベルを
貼ることは従来通り問題にならないが、異品種の印刷缶を転用する場合に
は、完全に抹消したうでレーベル貼布したものでなければJAS検査は
受けられないとの日本缶詰検査協会の見解であるといわれ、この部会で検
討の結果結論はでなかつたが、全缶協としては個々のリスクにゆだねるし
か方法がないとの話合いであつた。

スイスもチクロ販売を再開

日本工業新聞 12月12日付によればスイス最大の製薬会社チバ社は米国のチクロ判定は誤りであり有害という手がかりは何もなかったとしてチクロの販売を全面的に再開したことを報じている。

[パーゼル 10日 = VWD]

スイスのチバ社の発表によると、同社とサンドス社は、両社で製造しているチクロ「アスグリーン」の販売を再開する。

両社は共同の子会社を通じてアスグリーンを販売していたが、米国の食品医薬局がチクロ有害の判定を下したので、10月から販売を停止していた。その後両社で米国の判定を詳細に検討した結果、米国の判定は誤っていると確信するに至ったので、販売停止をやめることにした。

アスグリーンは医師の監督のもとに普通の人に使用しても、その人の健康を害すると認めるべき手がかりは何も生じなかった。米国は動物実験でガン発生の原因になったと判定しているが、これは異常に多量のチクロを与えたからだと確認された。

「チクロ使用禁止に至る経過」厚生省発表

チクロ問題について全岳協は猶予期間延長の全国署名運動を展開しているが米国の大巾緩和措置に伴い、厚生省自体の姿勢もやゝ考え方を改めて来ているようであり、44年12月17日官報(第12902号付録)の通りいままでの措置が行き過ぎであったことを認めたものの如く「添加物の現状」を発表した。

果実飲料の表示に関する 公正競争規約打合せ

日時	昭和44年12月11日 10.30～13.00時
場所	日本果汁協会
内容	果実飲料の表示に関する公正競争規約(案)についての打合せ
出席	日本果汁協会、全国清涼飲料工業会、日本缶詰協会、日本製缶協会、全国缶詰問屋協会、

※ 打合会の概要

果実飲料の表示に関する公正競争規約設定については約1年懸案となっていたが、ようやくその案もまとまり、今回がその最終打合せということで開催された。この規約(案)については全缶協は12月10日在京規格、果実部会で日缶協平野常務をオブザーバーとして迎え協議し、日缶協でも同日午後会議を行なつて缶詰メーカーサイドの意見をまとめたうえこの席に臨んだが、打合せの結果公正競争規約最終案を12月15日申請3団体により公取委に提出する手はずとなつた。ただし、施行細則は特に示さず、公取委の意向をもとに作成するという姿勢で進めることになつた。

1. 公正競争規約(案)改正点

- ① 「果実飲料等の表示に関する公正競争規約(案)」とし「等」が加えられた。
- ② (定義)第2条に次の2項が追加された。従つて原案の2項が3項となる。
- ③ この規約で
 - (A) 天然果汁とは、果実を搾汁したままのもの又は濃縮果汁をき釈して

これと同様の状態にもとしたもの。

- (B) 果汁飲料とは、天然果汁に達しないものであつて、果汁含有率50パーセント以上のもの。
- (C) 果汁入り清涼飲料とは、果汁含有率10パーセント以上50パーセント未満のものをいう。

㊦ 不当標示の禁止

第5条(1)、(2)および2項が次のように改められた。

- (A) 果汁飲料にあつては、果実の搾汁そのままのものと誤認されるような説明文、その他の文言、絵。
- (B) 果汁入り清涼飲料にあつては、果実の搾汁そのままのもの又はそれ主原料であると誤認されるような説明文、その他の文言、絵。
- (C) 天然果汁以外のものにあつては、その商品名又は説明文等に「ジュース」の名称を使用してはならない。

㊧ 不当広告の禁止

- (A) 果汁飲料にあつては果実の搾汁そのままのものと誤認されるような説明文、その他の文言、絵。
- (B) 果汁入り清涼飲料にあつては、果実の搾汁そのままのもの又はそれが主原料であると誤認されるような説明文、その他の文言、絵。

㊨ 附則の2を次のように改める。

- (A) 果実飲料のうち、この規約の施行の際、事業者が現に手持ちする包装資材(印刷缶を除く)を使用して規則で定める日前に製造したもの、又は規則で定める日前に製造した印刷缶を使用するものにあつては、第3条および第5条の規定はこれを適用しない。
なお3項は削除し4、5項をそれぞれ繰上げる。
- (B) 3項は次のように改められる。

果実飲料の容器のうち印刷びんであつて、この規約の施行の際事業者

が現に使用中のものについては第5条第2項の規定に拘わらずこれを
使用することができる。

2. 日缶協でエードの使用を強く要請

日缶協平野常務はメーカー側の強い要請により果汁含有率30%の物に
「エード」という品名を使いたい旨の要請を行なったが、これに対して日
缶協以外の各団体は反対の意向を示し結論はでなかつた。

(第13回)缶詰キャンペーン委員会

日 時 昭和44年12月10日 13.30時～

場 所 電通プレゼンテーションルーム

- 内 容
1. 44年度缶詰キャンペーン進行状況
 2. 試 写
 3. その他

☆

☆

☆

〔缶詰キャンペーンの進行状況報告〕

(イ) テレビスポット：中元期に東京、大阪、名古屋の各民放局にて15秒スポ
ットを500回放映終了。

歳暮期の11月20日～12月21日に東京、大阪、名
古屋、の各民放局にて15秒スポットを427回放映実
施中。

(ロ) テレビ番組提供：夏期に、TBS「Q&Q」およびCXのタワーバラエティ「勝抜きスピードクイズ」を全国ネットで放映終了、10月5日以降3カ月にわたりKTVの「チータ思い出の歌」を放映実施中、この番組では映画カセット用の企業紹介用短編フィルム（60秒）各種を同時放映中。

(ハ) テレビ番組タイアップ：各民放局の自主制作番組に缶詰活用場面をおり込む方法で既に20数回実施した。特に9月12日のNTV「青島のワイドショー」では、「なんでもかんでもかん詰」として放映された。目下NHKの「生活の知恵」で缶詰の企画を取入れるよう交渉中。

(ニ) パンフレット：表題「かんづめものしり帖」を作成中。内容は、缶詰料理を中心に、缶詰についての問答形式でまとめた小冊子で、完成予定は12月20日。朝日女性教室、缶詰料理講習会、各都道府県の消費者センター、その他の展示会場等で配布予定。

(ホ) 映画（カセット）：缶詰製造・輸出・利用場面等を各60秒でまとめ、合計12本制作（目下テレビ番組で使用）最後にこの12本を編集して15分程度の映画とし、PRに利用する。完成作8本は、カニ、サケ、マグロ、果物、製缶、食肉、缶詰パーティ、栄養の名欄、制作中4本は、ミカン、野菜、輸出、くじらの4編。

(ヘ) 雑誌：婦人生活の10月号から2月号まで毎号5回にわたり、缶詰記事、料理方法、その他をカラーおよび活版、グラビア等で20頁の特集記事を連載、缶詰業界から協賛広告を募集中（近く新年号が発売される）

(ト) フルーツショー：向ヶ丘遊園を会場として9月18日から11月16日ま

で2カ月余にわたり、缶詰館を特設して、缶詰1,000個の現物およびパネル、空缶芸術の展示と、巻締実演、缶詰料理無料試食会等を実施、終了。

(ア) 朝日女性教室：朝日新聞社主催、キャンペーン委員会協賛にて8月以降明年3月まで毎月4～5回計40回、東京および近県にて実施中。医学、家事、体育等の著名人の講演と缶詰料理講習を行なう。毎回の参加者は約200名。

教材用缶詰として日本水産㈱、大洋漁業㈱からさば水煮缶詰平2号缶4打詰20ケースづつ提供を受けた。

(イ) 司厨士タイアップ：調理師の全国団体である全日本司厨士協会とタイアップして業務用缶詰の普及拡大をはかるものであり、11月24日に同会関東本部の役員および缶詰料理研究班35名と缶詰業界有志15名による、「業務用缶詰に関する徹底討論会」が実施された。

なお明年1月下旬には関西地区、2月には西日本地区、3月には名古屋地区で同会各地区本部との缶詰研究会を開催予定。

(ウ) 試写

テレビのコマーシャルフィルム(贈答用15秒)および企業紹介用60秒フィルム4編(カニ、サケ、果実、缶詰パーティ)を試写

統一伝票について

通産省の統一伝票開発委員会は、12月8日に第13回目の委員会を開催し、取引用伝票の統一化(案)の検討を行なった。当局は来春4月から普及指導を

開始したい意向であるが、そのPRパンフレットなど参考資料の完成までにはまだかなりの日数を要するとされている。

会 員 消 息

※ 住 所 変 更

三菱商事㈱の住所表示が昭和45年1月1日から下記の通り変更する。

三菱商事株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目3番1号

松田 顯二氏ご逝去

㈱逸見山陽堂常務取締役松田 顯二氏は、12月9日午後9時50分心臓マヒのため都内板橋区小茂根町2丁目6の18の自宅で死去された。享年60。告別式は11日午前11時自宅でしめやかに執り行なわれた。喪主は長男隆夫氏。

長田 忠雄社長ご逝去

㈱大坂屋代表取締役社長 長田 忠雄氏（長野県上伊那郡辰野町平出1509）は12月14日急性肺炎で死去された。享年58。告別式は17日同社において社葬をもつてしめやかに執り行なわれた。

日比野商店 菅原社長 母堂ご逝去

㈱日比野商店（中央区日本橋小伝馬町3丁目8番地）社長菅原義夫氏母堂 笑さんは、12月17日午前9時5分鎌倉市鈴木病院で胃癌のためご逝去 享年69。告別式は12月19日午後1時から鎌倉市雪の下4の2の10

の自宅でしめやかに執り行なわれた。

関 連 団 体 報 知

※ 住 所 変 更

昭和45年1月1日から、下記の団体、会社の住所表示が変更する。

新 表 示

日本水産缶詰輸出水産業組合 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号
内外ビル 4階

日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号
内外ビル 2階

日 本 製 缶 協 会 東京都千代田区丸の内1丁目8番3号
国際観光会館 7階

日本鮭蟹缶詰販売株式会社 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
新大手町ビル

日 本 缶 詰 輸 出 組 合 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号
内外ビル 4階

極 洋 捕 鯨 株 式 会 社 東京都千代田区丸の内2丁目1番2号
千代田ビル

コープ食品株式会社 東京都千代田区大手町1丁目8番3号
農協ビル

全国販売農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町1丁目8番3号
農協ビル

大洋漁業株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸ビル

日本水産株式会社 東京都千代田区大手町2丁目6番2号
日本ビル

北海製缶株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号
内外ビル

八幡製鉄株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号

富士製鉄株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

日本鋼管株式会社 東京都千代田区大手町1丁目1番1号

リパティ商事株式会社 東京都千代田区大手町2丁目6番2号
日本ビル

事 務 局 報 知

- ※ 12月15日以降の全任協活動につきましては、新年号に掲載致します。
- ※ 年末年始の事務局業務は、12月29日(月)をもつて仕事納めとし、明年は1月5日から仕事始めとなりますのでお知らせします。

